

お客さまにご負担いただく投資信託の手数料等について

当行では、投資信託の購入・保有において、所定の手数料等をいただいています。費用の対価として、以下のサービスをご提供しています。

	手数料等	ご提供する主なサービス	サービス提供会社
申込時	お申込手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●商品や運用手法のご説明等 ●運用相談等 ●販売受付事務 	販売会社
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	<ul style="list-style-type: none"> ●購入後の運用状況や投資環境等情報のご提供 ●運用報告書等の各種書類のご送付 ●口座内でのファンドの管理(解約代金、分配金のお支払い、徴税関連事務等) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●信託財産の運用 ●基準価額の計算 ●開示資料(目論見書、運用報告書等)の作成 	委託会社
		<ul style="list-style-type: none"> ●信託財産の管理 ●委託会社からの指図の実行 	受託会社

※上記の他、監査費用や信託財産留保額、有価証券の売買等に係る費用等が必要です。
 詳細は各投資信託の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等にてご確認ください。

お申込手数料	投資信託を購入される際に一括で販売会社にお支払いいただくものです。
運用管理費用 (信託報酬)	運用中の投資信託財産からあらかじめ定められた報酬率で日々計算され、投資信託財産から引落されます。また、定められた割合で販売会社・委託会社・受託会社に配分されます。

お申込手数料は、主に投資資産や投資地域、投資手法、リスク、商品の仕組等により、商品説明の難易度を基準に決定します。基本的に、商品説明の難易度が高い方が、より高い手数料となります。

手数料	低	—————>	高
難易度	低	—————>	高
投資地域	国内	海外(先進国)	海外(新興国)
投資手法	インデックス運用		アクティブ運用
リスク	小	—————>	大
商品の仕組	易しい	—————>	難しい

※インターネットバンキングで株式投資信託をご購入いただくと、お申込手数料の10%をキャッシュバックいたします。
 ※お申込手数料がかからない商品もございます。

運用管理費用(信託報酬)は、投資信託購入後の情報提供等によるサービスの対価としての手数料のため、投資対象のリスクの大きさ(値動きの大きさ)等を基準に、委託会社が総合的に判断し決定します。

運用管理費用	低	—————>	高
リスク	小	—————>	大
投資対象	債券	REIT等	株式

- 本資料は、当行が取扱う投資信託における主な提供サービスとお客さまにご負担いただく費用および販売会社として受取る手数料の基本的な考え方をご案内するものです。当行が取扱うすべての投資信託のお申込手数料や信託報酬の具体的な料率を定めるものではありません。
- 上記は、一般的な例示であり、必ずしもすべての投資信託に当てはまるものではありません。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、投資元本が保証されている商品ではありません。
- 投資信託の設定、運用は、投資信託委託会社が行います。
- 過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたご投資家のみなさまご自身に帰属します。
- 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動等の影響により基準価額が変動するため、投資元本を割り込むことがあります。これらに伴うリスクは、ご投資家のみなさまご自身のご負担となります。
- 投資信託に係る手数料としましては、ファンドにより異なりますが、ご投資家のみなさまに直接ご負担いただく費用としまして、当行所定のお申込手数料(お申込代金総額に対し最大3.3%(税込))がかかるほか、一部のファンドは換金時に信託財産留保額(換金時の基準価額の最大1.0%)がかかります。また、保有期間中には、信託財産で間接的にご負担いただく費用としまして、信託報酬(純資産総額に対し最大年率2.2%(税込))がかかる[※]ほか、組入有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません)がかかります。なお、当該手数料の合計額については、ご投資家のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。くわしくは、各ファンドの契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みいただき、ファンドの内容を十分にご理解のうえお申込みください。

※一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬が別途かかることがあります。ただし、運用状況により変動するため、事前にその合計額は記載できません。

【商号等】株式会社 千葉銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号 【加入協会】日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会

●ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

株式会社 **千葉銀行**

〒260-8720 千葉県千葉市中央区千葉港1-2

<https://www.chibabank.co.jp/>